

○日 時 令和2年9月11日 午前9時25分～午後2時23分

○場 所 議 場

○出席委員

9番 立石幸徳 委員長	12番 東 君子 副委員長
2番 眞茅弘美 委員	3番 上迫正幸 委員
4番 沖園 強 委員	5番 禰占通男 委員
6番 城森史明 委員	7番 吉松幸夫 委員
8番 吉嶺周作 委員	10番 下竹芳郎 委員
11番 永野慶一郎 委員	13番 清水和弘 委員
14番 豊留榮子 委員	議長 中原重信

【議 題】

議案第56号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）
議案第57号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第58号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第59号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第60号 令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第61号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第56号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第57号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第58号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第59号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第60号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）
議案第61号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時25分 開会

○議長（中原重信） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に立石幸徳委員、副委員長に東君子委員を選出]

△議案第56号 令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○委員長（立石幸徳） 本委員会に付託された案件は、補正予算6件であります。

午前中に一般会計を、午後から残りの会計5件の審査を行いたいと考えていますので、御協力をお願いします。

まず、議案第56号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第56号令和2年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億2,144万1,000円を追加し、予算総額を178億5,150万円にしようとするもので、当初予算額より23.3%の伸びとなります。

債務負担行為は、新型コロナウイルス関連資金対応利子補給・保証料支援事業において、次年度以降分の利子補給を債務負担行為として予算措置するものです。

地方債の補正は、県単砂防事業と補助災害復旧事業の追加と過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当した各種事業、令和元年度決算剰余金の財政調整基金への積立及び地方債の繰上償還の実施等、生活保護費など令和元年度の事業費確定に伴う国県支出金等の精算返納金、鯉出汁の聖地「枕崎」で鯉出汁と日本の食文化を極める旅造成事業、単独災害復旧事業、補助災害復旧事業などをお願いしています。

そのうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、国の2次補正予算に盛り込まれた2次配分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、8月臨時会に提案しました事業に加えて今回予算化したものです。

国の1次補正予算での1次配分の34事業と併せまして8月臨時会分が18事業、今回新たに提案しました事業が12事業で、7月臨時会で財政調整基金により計上しておりました事業者応援資金支給事業については、この補正で臨時交付金を充当することとし、対象事業は合計で65事業となります。

今回補正した主な事業内容としては、市税等のコンビニ収納導入事業、Web会議システム等環境整備事業、家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助、新型コロナウイルス関連資金対応利子補給・保証料支援事業補助、国庫補助事業と組み合わせて、全児童生徒に1人1台タブレットなどを整備する公立学校情報機器整備事業、総合体育館競技環境整備事業などを予定しています。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金3億4,176万円、繰越金1億8,396万8,000円、市債1,266万3,000円、諸収入790万3,000円、地方特例交付金135万2,000円、財産収入ほか95万6,000円の増と、繰入金1億0,828万5,000円、県支出金1,754万7,000円、使用料及び手数料ほか132万9,000円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしましたので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（立石幸徳） ただいま説明がありましたので、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、補正予算に係る部分について簡潔な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

審査をお願いいたします。

○11番（永野慶一郎） 説明資料のまず1番の（1）、そしてまた水道のほうで（5）ですかね、と本日資料も頂いておりますけども、市税等、あと水道料金のコンビニ収納とかそういったものの改修事業費が組み込まれておりますけども、本日頂いた資料によりますと、窓口の収納件数が昨年度で4万4,500件ぐらいあるということなんですけども、この市税等もなんですけども、窓口にですね、証明書、例えば住民票とか印鑑証明とか、そういったものも取りに来られるお客さんがいると思うんですけども、そういった証明書の発行っていうのは、窓口に来られた方、大体昨年度で何人ぐらいいらっしゃるかっていうのは把握されておりますか。

○市民生活課長（川崎満） 昨年度の決算資料になりますが、住民票の写しで8,028件、戸籍謄・抄本が4,721件、除籍抄本が4,811件、印鑑登録証の新規が331件、再交付が261件、印鑑登録証明書の発行が5,494件、主なものとしてはそのような形になっております。

○11番（永野慶一郎） 税務課関係で、納税証明書とかそういったのもあると思うんですけども、地籍図とかそういったのも把握されてませんか。

○税務課長（神園信二） 税務課関係で証明を発行するものが、昨年度で5,660件ございますが、そのうち納税証明、他市町村で発行しているのが納税証明程度でございますので、その件数のみに絞りますと505件という状況でございます。

○11番（永野慶一郎） お金を払いに来られる方より、若干人数的には全部足すと少ないのかな。それでも結構な数の方が窓口で証明書とかそういったのを取りに来られていると思うんですけども、以前、前市民生活課長のときにですね、コンビニでのそういう証明書の交付というのができないのかと、当時、鹿児島市と薩摩川内市ぐらいでしか実施されてなかったんですけど、調べたら、今、霧島、出水、あと奄美とか結構、四、五年前とすると増えてきてるんですね。

マイナンバーカードを持ってるっていうのがどこのまちも前提だったんですけども、手数料がですね、窓口ですると300円なんですけど、コンビニですと200円とか、若干利用する人にも優しい金額になってると、またここにも説明資料にもですね、利便性を図るためってあるんですけども、やはり平日仕事している現役世代の方って、なかなか平日に市役所に赴いてですね、住民票とかそういったのを取るのなかなか時間的に難しいというのもあるものですから、今回、この臨時交付金でですね、市税等の収納の件は改修費用が上がってますけども、そういった証明書類の交付、これコンビニ交付っていうのは御検討されなかったのか、また今からそういうふうに切り替えていきますという計画はあるのかどうか教えていただけないですか。

○市民生活課長（川崎満） コンビニ交付のこれまでの取組の話だと思いますが、これまでも検討は行っております。

具体的に申しますと、平成30年度に1回総務省からのそういう導入する自治体に対しての案内がございまして、1回検討はしております。

そしてまた、令和2年度におきましても、総務省から、これは住民票と印鑑証明に限っての事業でございますが、コンビニ交付の実証事業というものがございまして、これについての案内もあったところでございます。

これについては、庁内で検討したところでございますが、いろいろと実証事業ということで不透明な部分もあるものですから、現在の考えといたしましては、この実証事業が終わってからもまだ事業参加ができますので、この結果を待って今後この事業について検討をしていきたいと考えております。

市民への必要性は十分分かっておりますので、こういったことから今後この実証事業の結果を待って、その後参加について検討していきたいと考えております。

○11番（永野慶一郎） 検討されてるということなんですけど、ちょっと最後に聞いておきたいんですけども、実際この事業を実施するとしたときにどれぐらい予算がかかるのか、今回のこの新

型コロナウイルス感染症の対策の臨時交付金の対象になるのかどうか、最後にお聞かせください。

○企画調整課参事（堂原耕一） 今、お尋ねのコンビニ等での証明書の発行に係る経費が地方創生臨時交付金の対象になるかどうかについてのお答えですが、こちらにつきましては事業を進める目的と申しますのが、窓口に来る来庁者の数を減らすなり、とにかく密を避けるという目的を持って、その市町村が取り組むという理由づけがしっかりとできているのであれば交付金の対象となると考えます。

○市民生活課長（川崎満） 経費についてですが、さっき説明しました令和2年度の実証事業に参加した場合のということでお話してよろしいでしょうか。——通常かかる費用ですが、この場合につきましては、初期費用、導入に係る費用といたしましては、1,300万ほどの導入経費がかかるということになっております。

そのほかに、システム利用料として約200万円、そしてこれはJ-L I Sという団体がありますが、これの負担金が約220万円となっております。

○11番（永野慶一郎） 以前もうちょっとお金がかかるような話も聞いてたんですけども、交付税の対象になるのであればですね、初期費用等のこの導入費用をですね、そういったのを大いに活用してやっていただいでですね、できるだけ窓口で密を防いでいただくようお願いをしておきます。

○5番（禰占通男） このコンビニ収納導入についてですけど、資料にもありますように19市中16市が実施しているとなってるんですけど、この16市が、コロナが流行する前から取り組んでいたのか、コロナが流行してから取り組んだのか、そこら辺の状況は分かりませんか。

○会計管理者兼会計課長（山口美津哉） 県下19市の状況はこちらの資料に示したとおりでありますけれども、3市を除く16市につきましては、こちらが確認しているところでは、コロナが発生する以前から導入を進めているところであります。

○5番（禰占通男） それだったら、枕崎市の対応が遅れたということは何が原因なんですか。

○税務課長（神園信二） 各市の税務の収納の状況で申し上げますと、各市とも合併が進んで、庁舎、それぞれの旧町役場での税の取扱窓口が本所のほうに、または1か所支所を指定して、南九州市がそうですけども、顛娃支所に税務課の本体があると。知覧と川辺には、ただ単に問合せの窓口しかない状況がございます。その割に、合併したために市の範囲が広がってしまった。その納税のためにわざわざ本所の税の扱いをするところまで、もともと市の行政区域が広がったのに、さらに広がってしまったと、住民の方々に不便を強いることになったという状況が背景には一つございます。早めに導入が始まったところですね。

そういう行政区域、それから合併後のそれぞれの窓口の置き方で、住民からの要望、合併協議の時点で、そういう対応が必要であろうという協議はされていたというのが税務の収納関係につきましては背景にあるようでございます。その後、どんどんそういう事情を受けてコンビニ収納と。さらに、時間を問わずに収納してもらえるとという利便性の向上を目指して、参入してくる市が多かったという事情でございます。

○5番（禰占通男） 今回、この市税、それと水道事業会計分のコンビニ支払いということなんですけど、これについての効果というのはどの程度あるんですかね。

企画調整課参事からこれは密を避けるためにということだったんですけど、やはりその収納に対する効果の検証、確認も必要だと思うんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

○税務課長（神園信二） 毎年、このコロナ禍の前は19市の税務課長が集まっていろいろ協議をする場がございました。その中で、コンビニ収納、モバイル収納も話題になっていろいろ研究を重ねております。

このコンビニ収納のはしりの時点では、1番最初に導入した時点では、各市とも収納率が上がるんじゃないかと御期待をされていたようです。ところが、時間が経過をして、いや収納率には

大した影響は出てこない、収納率が上がることはない。ただ単に、昼間、勤務の関係で普通徴収の方々が役所に行けない、銀行に行けない方々の不便の解消とサービスの向上を、どの市も主眼に今現在やっている。どの市もコンビニ収納をすることで収納率、効率が上がると、収納金額が上がるという効果は薄いという報告がされているところであります。

○5番（禰占通男） 今、税収納については税務課で日曜対応をやっておられますけど、このコンビニ納税っていうか、収納の取組に当たってですよ、この電子納入の扱い、また今の職員で対応は可能なのか、それとも人員を増やすべきなのか、削減ができるのかってその辺はどうなんですか。

○税務課長（神園信二） 業務の取扱いというところでは、コンビニの本部にデータが送られて、データをこちらのメインで受けて課税管理システムに流しますので、専門の人が必要という状況ではないと考えております。

ただ、業務量が、それではその分減るかという疑問につきましては、業務量は大きく減っていないと各市報告をされております。

今現在、普通徴収で納付書を銀行または市役所窓口にもわざわざ仕事を休んで行ってた方が、ただ単にコンビニ窓口ですと24時間開いてますので、その利便性が上がったという効果といいますか、便利になったという市民の反応はあるようですけれども、収納の面でも先ほど申し上げましたように収納金額が上がった、または人を減らせたという効果は出てはいないと19市の担当課長会でも報告をされているところです。

○企画調整課長（東中川徹） ただいまコンビニ収納、それからコンビニ交付のことで御質疑がありました。

それで今、費用対効果の面で税務課長からありましたようにこれまでずっと検討はしてきたんですけれども、どうしても費用が大きいことと、それが実際に効果につながるかという、なかなか上がっていないという実情もあるんですが、今回のコロナの関係でどうしても新しい生活様式ということで、窓口を分散といいますか、密を避けたいということが契機になりまして、それとこれまでも市長から費用ではなく住民サービスの向上ということで取り組むべきだということで、今回コロナの関係を契機にして取り組んだところであります。

○6番（城森史明） 私もちょうとガラケーなのでその辺詳しくないんですが、昨日ドコモ口座の不正がありました、これのリスク管理というのはどのような、一番不正防止のために、それは安全なものなんですか。

○税務課長（神園信二） 今のお尋ねにつきましては、モバイル決済の契約をした場合には、その決済事業者、何とかペイというところのセキュリティーシステムの問題でありまして、こちら受け側との情報の連絡の中では、受けた後の話で、この方がこれだけ納付しましたよという情報を受けて、後ほど入金していただくんですけれども、それも整理をしていくという作業だけありますので、預金者の口座がしっかり守られるのかというのは、これは何とかペイ、モバイル決済の事業を運営している会社のセキュリティーの問題になるかと考えます。

○6番（城森史明） 例えば税金を振り込んだときに、市役所じゃなくて別な犯罪者の口座に振り込まれる可能性もないとも限らないんですが、その辺はセキュリティー会社が万全な形で、もし発生したときの損害補償に関してもそういうふうになっているということなんですかね。

○税務課長（神園信二） 税金を支払うつもりで何とかペイを使ってモバイル決済をしたところ、ところが、全く違うところに納入、送金されてしまったというところに市の責任は発生しません、何とかペイ、モバイル決済を運営されている会社のセキュリティーの問題であるというところで、当然モバイル決済を選択して、今後導入していこうというときには、その辺のセキュリティーのチェックは導入する時点で私どもも気をつけて検討はいたしますけれども、その部分についての市の責任は発生しないものと考えております。

○6番（城森史明） そしたら、そのセキュリティー会社が全面的に責任を持つということで考えていいのか、それに対してモバイル会社と枕崎市の契約書とかそういうのは交わす必要はないんですか。

○税務課長（神園信二） 委員がお尋ねのところ、どの部分をおっしゃっていらっしゃるのかが……。

○6番（城森史明） もし市役所に振り込まれる分が、ほかのところに振り込まれたりすれば個人的にも損害が出るし、その本人は税金を払ったつもりだけどそれが払えてなかったという、もし発生したときですね。その損害金額については、全部そのセキュリティー会社が補償するという契約を交わすのか、交わさないのかということですけど。

○税務課長（神園信二） いわゆる何とかペイでもそうですし、コンビニ収納でもそうでありますが、個人の納税者から市役所に直接は入ってはまいりません。何とかペイの会社の本社の方にお金が入っていくと。——お分かりになりますかね。

コンビニで納付された分はコンビニの本社に1回お金が集約されて、そこから各市役所の受取口座に入ってくるというところでもあります。

今、問題になっているのは、何とかペイの契約者から本社を経由して、どこに流れているのか、多分、私はその本社への流れの部分が主なのかなと思いますけれども、全くそこについては市の責任はない。今度は、何とかコンビニ、何とかペイから市に流れてくる時点でのセキュリティーについては、そこは確認をしないといけない。契約の在り方ですね。

市のセキュリティーから入られたとなるのかどうか、そのケースによると思いますので、どういう契約になるかはシステムを見た上での検討になるかと思えます。

○企画調整課長（東中川徹） 今、市税等のコンビニ収納導入事業の概要で資料を提出してありますが、その2のところのコンビニ収納を開始するに当たりまして、新しい納付書（バーコード付）への印字システムというのがありまして、納付書にバーコードがついていて、そのバーコードを読み込んでお支払いいただくわけですが、そこで支払先は確定していますので、委員がおっしゃったような納付先が異なることについては考えられないのではないかと考えております。

○7番（吉松幸夫） 今、コンビニ支払いというところですけども、2点ほど。

この中で、やっぱり手数料が発生すると思うんですが、手数料は1件どのくらいなのか、金額によって変わるものなのか。

それとですね、支払い期限というのはそれぞれ設けられていると思うんですけども、その支払い用紙によっては、もう1日でシャットされる場合と、二、三日余裕がある場合という経験があるんですけども、その辺の部分の余裕は、今回導入しようとするものの中ではどういうふうに扱ってるんですか。

○税務課長（神園信二） 取扱手数料につきましては、コンビニ収納の場合は平均的に53円から57円という状況です。

今現在、口座振替で金融機関を指定していただいて、納期の時点で私どものほうでデータを各金融機関にかけて口座振替をさせていただければ10円と、約5倍の手数料ですので、この分のコストはアップをすると予測しております。

それともう一つは、納付期限を超過したもの、これはお取扱いできないとコンビニから聞いております。それと、1件30万円を超えるものにつきましてはお取扱いができないという条件がついているということでございます。

○水道課長（松田誠） 上下水道料金についてお答えいたします。上下水道料金につきましては、1件当たり57円、月の基本料として5,000円から1万円と聞いております。年間30万円程度がランニングコストとしてかかると聞いていますところでございます。

○11番（永野慶一郎） 先ほどのスマホ決済のところなんですけど、ちょっと確認っていう

か、今年からだと思うんですけども普通車の自動車税、何々ペイとかでも支払い可能になって、私は今回そういった支払方法で自動車税をお支払いしたんですけども、たしかQRコードがついて、それを読み取って金額を入れて支払ったと思うんですけど、本市の市税とか水道料のスマホ決済も、イメージ的には納付書が送られてきて、その納付書にQRコードか何かついて、それを読み取ってお支払いする、決済するような感じで思っていていいんですか。

○**税務課長（神園信二）** 御指摘のとおり、自動車税については今年から県がモバイル決済を始めております。各市ともスタイルとしてはモバイル決済が入るときには、それに準じた形と御理解いただければよろしいかと思っております。

○**2番（眞茅弘美）** 説明資料7番の「枕崎の、緑茶。」ブランド発信事業について、ちょっとお伺いいたします。これは、茶業協議会が一応中心になって取り組むんでしょうか。

○**農政課長（原田博明）** 事業概要につきましては、配付の資料のとおりでございます。

支援対象者といたしましては、枕崎市茶業協議会に所属する茶工場38工場がありますが、この38工場が対象になります。もちろん茶業協議会を通して、38の茶工場にいろいろと説明いたしまして公募をしていきたいと考えているところです。

○**2番（眞茅弘美）** 恐らく、枕崎茶ということで、さえみどりが中心になるのかと思いますけども、こちらに書いてありますとおりに今後ですね、販路拡大につながるようなですね、お茶を選定していただきたいと思うんですけども、ここに、爽やかな味と香りというふうに書いてありますけども、また試飲をして購入して、それがまた次につながるような枕崎茶として代表するようなお茶を製品として出されると思うんですけども、そこをですね、内容のしっかりしたものを提供していただきたいと思います。

それですね、試飲をしていただいたときに、アンケートなりその評価といいますか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○**農政課長（原田博明）** 各工場に公募をいたします。各工場のほうには、自分の工場で自信のある、自慢できる品種の製品を出してくださいとお願いするつもりでございます。

今、言われましたアンケートとか評価につきましても、そういった試みをしながら、また消費者の意見を聞きながら今後の参考にしていきたいということで取り組んでいきたいと思っております。

○**2番（眞茅弘美）** それから、委託事業所がお魚センターになっておりますけども、これは何かイベントとかがあったときに試飲をしていただくのか、それとも随時営業をしている時間内で試飲を考えていらっしゃるんでしょうか。

○**農政課長（原田博明）** この試飲につきましては、お魚センターが開店している間実施いたします。

ただ、お魚センターで計画している各種イベントがございますので、そのイベントのときには、いろいろ工夫を凝らして、野点を立てたりしながら、生産者も一緒にそのイベントに入ってPRをしていくようなことを今検討しているところでございます。

○**2番（眞茅弘美）** 鹿児島県はですね、全国2位の生産地と言われてますけども、その割に県内での消費が少ないと言われております。すごくいい取組だと思いますので、本当に販路拡大につながるようなですね、取組にしていきたいと要望しておきます。

○**12番（東君子）** 今、お魚センターのお茶の試飲の話が出ましたが、これはですね、1つお伺いしたいのが、その場所だけでお茶を飲んでPRをして終わるのか、それとも店内全体で考えたときにですね、お茶を飲みながらうろうろして途中で煎餅をかじったり、何かほかの佃煮なんかを食べて、そして持ってるお茶を飲んでという全体的なイメージで捉えているのか、それともお茶だけをその場で試飲をしてと捉えているのか、どういうふうと考えていらっしゃるんでしょうか。

○**農政課長（原田博明）** 試飲しながらお魚センター内を散策することになりますと、衛生上好

ましくないと考えていますので、イメージ的にはお魚センター内にティーバー的な空間をつかって、そのカウンターで飲んでいただくということを考えております。

1つの品種だけでなく、いろんな品種がありますよとか、ここの工場はこの品種ですよということで、数杯飲んでいただくということをイメージしているところでございます。

○12番（東君子） それはよく分かりました。

鹿児島市内なんかに出かけるとですね、今までぱっとしなかったお店がコーヒーを入り口で飲みながら店内をうろつくことによって、すごく売上げを上げてるんですよ。

ですから、1つのことにあまりこだわらずにですね、いろんなところのお店も参考にしながらですね、またお魚センターを盛り上げていっていただきたいなっていうふうに考えます。

○農政課長（原田博明） この事業を実施しながら、今委員が言われたようにほかのところも参考にしながら、いろいろと工夫を重ねていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 今の枕崎茶のブランド発信事業の項目で備品購入費というのがあるんですけど、これの詳細は何ですか。

○農政課長（原田博明） 備品につきましては、その催物を行うティーバー的なコーナーで使う急須、湯飲み、電気ポット、ピッチャーですね。また、その場で使う食器乾燥機とか冷蔵庫、そういうものを考えているところでございます。

○5番（禰占通男） そうすると、この試飲に使う茶葉は、どうして手に入れるんですか。

○農政課長（原田博明） 製品につきましては、先ほど申しました茶業協議会の38の工場に公募をいたしまして、38工場から提供していただくことを考えております。

○5番（禰占通男） そうすると、このブランド発信事業が存続する間は無償提供ということですか。

○農政課長（原田博明） 販売についてはこの事業の中では行いませんが、飲んでいただいた後にお魚センター内に販売コーナーが設けられますので、そこでおいしかったら買っていただくということを考えているところです。

○5番（禰占通男） だから、その製品は買わないんだけど、試飲に使う材料はどうするのってこと。ただ、この事業が存続する間はずっと無償ですかって、今そこを聞いているの。

○農政課長（原田博明） この事業を実施している間は、農家から提供していただく形になろうかと思えます。

○5番（禰占通男） あと人件費が140万あるんですけど、これは専属ちゅうか、専門というか、そのスタッフを常駐させるということですか。

○農政課長（原田博明） お客様のお相手をしていただくスタッフを常時雇って行うこととなります。常時2人体制で実施していくことで今考えているところです。

○13番（清水和弘） 説明資料のですね、この6番なんですけど、輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備緊急支援事業で1,702万ですか、県の補助金の補助率4分の1が追加されたことによる補助金の増となっているんですけどね、現在この輸出先国の経済状況、環境はどのような状況になつとるんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 予算説明資料の6の輸出先国の市場変化これについてでしょうか。——輸出先国、外国ですけれども、外国でもコロナの影響で家での食が増加するというので、そのスーパーのニーズの増とかそういったことで、ここで対象となる品物といいますのは、カツオのフィレ・たたき、その加工施設の整備に伴う支援事業となります。

委員がお尋ねの外国の状況ですが、先ほど申しましたとおり日本と同様に外食はなかなか厳しい状況があると聞いておりますが、やはり家食の需要も増してきておりまして、スーパー等へのニーズが増えているということで、これに対しまして、6月議会で当初1,700万程度の予算をお願いしたところですが、これに加えまして、この1,700万は国からの補助金、助成ですが、国の

補助が2分の1補助ということですのでけれども、残りの2分の1のまた半分の4分の1を県が支援して、カツオのたたき、ロイン等の真空包装機器の整備や、また運搬用保冷機材の整備について、今回837万円の補正をお願いするところであります。

○13番（清水和弘） 結局、この先進地というのは、フランスのコンカルノで間違いはないんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） ヨーロッパ、フランスということではなくて、輸出国も欧米、東南アジア、中国であったりしますので、今現在考えておりますのは先ほど申しましたとおりカツオのロイン、フィレやたたきをそれらの国に輸出していきたいと考えています。

今年是中国の上海等の商談会等に出向いて、このような商談をする計画でございましたが、コロナ禍でそれがストップしておりますが、ほかにも東南アジア、アメリカ等への輸出等ができればいいのかなと考えているところです。

また、欧米、東南アジアに限らず、そういった商談先があれば、今後このような地元の商材を海外に向けて輸出していくと。

国が輸出商材の農産物、水産物等の輸出拡大を目指しておりますので、それに沿った形で、今回このような施設整備に対する支援ということで国県の補助金があるということでございます。

○13番（清水和弘） ここにですよ、製造施設等整備緊急支援とあるもんですからね、これ枕崎に関係する製造施設なのかなと私は思っただけですけど、これは枕崎に関係するとは考えないっていうんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほど申し上げましたカツオのフィレ、お刺身とたたきの製造施設に係る施設整備の支援です。

具体的には、漁協の総合加工場と、もう一つは枕崎市かつお公社の機材整備に係る支援ということで考えております。

○12番（東君子） 説明資料の9番目の学びの保障のための教育体制整備事業についてお伺いをします。

この中にですね、学習の遅れへの対応のための学習指導員を配置してあります。この学習指導員という方はですね、机のところに座って放課後なり、子供たちが分からないところを聞きに行くのか、どういう感じの方なんでしょうか。

○学校教育課長（満枝賢治） この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として県が国の補助を受けて行う事業であります。

この学習指導員の行う業務につきましては、TT（チーム・ティーチング）で、授業の中に入ってもらったり、学習内容の定着が不十分な児童生徒にきめ細かなフォロー、例えば担任が言っている指示がしっかり分かっていないとか、次はこれをするんだよというような、そういう支援を行ったりします。このような業務で考えております。放課後残ってそれを見守るのではなくて、授業の中に入って行くということで考えております。

○12番（東君子） そうですね、勉強がとても苦手な子というのはですね、なかなか先生に自分はここが分からないっていうのも大変恥ずかしいような、そういう気持ちのところがありますので、何でも聞けるような雰囲気づくり、これをぜひお願いしたいと思います。

○13番（清水和弘） 説明資料の10番目なんですけど、単独災害復旧費ってあるんですけども、農業用施設、この内容は説明していただけないですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 禰占委員からの要求資料で提出もしておりますが、単独災害の農業用施設の内訳としまして、水路が6件、農道が2件となっております。

○13番（清水和弘） 私も台風明けに見て回ったんですけど、大塚のハウスも剥がれてるのがあるんですけど、そういうのは含まれてないということなんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 農業用施設とは水路と農道のことで、ハウス等は含まれておりませ

ん。

○13番（清水和弘） ビニールハウスの剥がれた施設はどんぐらいあったんですか、把握してないですか。

○農政課長（原田博明） 先般の台風10号の暴風によりまして、被災があったビニールハウスのビニールの破れでございますが、災害調査を実施した結果、大塚の花卉ハウスが34棟、大塚の野菜ハウスが2棟、ビニールの被覆の破れを確認しているところでございます。

○13番（清水和弘） それらに対する補助とかは全然発生しないわけですか、考えてない。

○農政課長（原田博明） 県内全体の被害状況等を県も取りまとめているところですので、その状況に応じて県が何らかの対策を取るのか、そういったところを今後注視していきたいと思っています。

個人的には、農家の方々は共済にも加入されていますので、共済での救済というようなところも、共済組合とか、農協とお話をしているのではないかと把握しているところです。

○5番（禰占通男） この資料にあります補足説明をお願いしたいんですけど、農業用施設ということで水路と農道とあるんですけど、この名前を見ても分からないもんだから、大まかに説明もらえませんか。

○農政課参事（小湊哲郎） 委員がおっしゃられるのは場所ということによろしいでしょうか。

1番は田布川集落、2番は金山、3番は山崎、4番岩崎、5番は西白沢になります。6番の石落につきましては東木材から東側のところです。俵積田と湯穴につきましてはその集落の農業用施設であります。

○5番（禰占通男） この野平国見線というのは。

○農政課参事（小湊哲郎） 野平国見線につきましては林道であります。林道の野平国見線ということで、野平国見線の中で路面流出が2か所、路肩崩壊が1か所被災があったところです。

○5番（禰占通男） 野平国見線ちゅうのは、始点と終点はどこになるの。

○農政課参事（小湊哲郎） 起点は箆原から中原、国見町へ抜ける市道が起点になります。終点は山口から茅野に抜ける市道が終点となっております。

○委員長（立石幸徳） ここで10分間休憩をいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

○8番（吉嶺周作） 説明資料の12番の総合体育館のサブアリーナ（卓球場）の空気調和設備整備なんですけれども、今回の補正予算で一番金額が大きいところになってるんですけども、どういった空調の設備をするのか教えていただきたいと思います。

○保健体育課長（豊留信一） 総合体育館の別館の通称卓球場と言われているところですが、そちらに天井ビルトイン型室内機、天井に埋め込む室内機になります。これを16台設置します。

専門的な言葉で言いますと、空冷ヒートポンプ同時ツイン方式という機械ですけれども、室内の空気の換気、温度、湿度などを管理できる設備になります。換気扇、換気機能のあるエアコンですね、そういう設備になります。

○8番（吉嶺周作） 換気だけじゃなくて、冷房、暖房も機能するんですかね。

○保健体育課長（豊留信一） 夏場、冬場には温度を調整できます。

○8番（吉嶺周作） 私は、前から総合体育館のほうはですよ、冷房の設置を要望してきたんですけども、19市の中で本市だけじゃないかと思うんですけども、今後体育館のほうはバドミントンをするからつけられないというようなことだったんですけども、なぎなたもあつたりですよ、例えば保育園の運動会が雨だった、幼稚園の運動会が雨だったときに総合体育館が使われたりするわけですよ。今後の総合体育館の本体のほうの冷暖房完備は予定しているんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 今回の整備につきましては、別館が主に卓球の利用があります。このコロナ禍の中でスポーツ活動を再開していくに当たりまして、スポーツ庁から社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドラインが示されておりまして、そういう基準を遵守して進めていってほしいという通知が来ております。

管理者側としましては、施設の特性を勘案して感染防止のための実施すべき事項でありますとか、利用者が遵守すべき事項をあらかじめ整備しているところです。その中で、特に室内でスポーツ活動をする場合は、換気のことを重視、十分に取るようにと示されております。

別館は先ほども言いましたけれども、卓球での利用が多いもんですから、窓を開けることは可能ですが、窓を開けますと、卓球プレイがどうしても風の影響を受けると、勝負にいろいろ影響してきますので、頻繁に窓を開けることが難しいということで、まず卓球場のほうに補助事業で整備をお願いしたところです。

本館といいますか、大きなアリーナ部分につきましては、2階の窓が開くようになっておりまして、風通しの部分では換気はできるのかなと考えております。そちらのほうまでこういった設備を設置、ほかの市町村では設置している体育館も最近増えてきているところですが、うちに設置するに当たってはいろいろ財源のこととありますし、費用対効果のこととありまして、またあるいは利用者負担のこととかも考えていかないといけないと、今のところではそういう具合に考えております。

○8番（吉嶺周作） そうした場合、本館のほうは卓球場より平米数が広いわけですよ。それで試算したときに本館をした場合は幾らぐらいの予算が必要なんですかね。

○保健体育課長（豊留信一） 今年が国体の開催年だったんですけれども、そのときに開催期間は熱中症対策のための空調を設置するというので、置き型のエアコンを設置するかと考えておりました。設置はリースですが、リース料だけでも相当の金額になります。

実際、それを本館に設置するとなると、指宿市が昨年ですか、全館空調設備を設置したんですけれども、数億円の金額がかかったと聞いておりますので、指宿市の体育館よりもうちは少し小さいですが、その空調のいろんな機種ですね、普通の冷風、エアコン、置き型のエアコンであったり、大がかりなダクトを使ったエアコンであったりとか、そういうのにもよるかと思いますが、かなりの金額がかかると聞いております。

○4番（沖園強） その別館のほうに空調設備ができて、今後の施設使用料はどういうふうになってくるんですか。

○保健体育課長（豊留信一） 設置しますと電気代がかかってくることになります。使用料につきましては、公費負担分、受益者負担分で算定して、本市の場合は近隣市の使用料を参考に現在ではしているところですが、そういった使用料の計算についても今言いましたように電気代にかかる部分について、使用した場合には受益者の方に負担をいただくことになるかと思っております。それに必要な条例改正も必要となるかと思っております。

○3番（上迫正幸） 今、空調のことなんですが、空調設備が整った場合は地域住民の応急避難場所とかは考えてないんでしょうかね。

○保健体育課長（豊留信一） 災害時の避難場所ということで一次避難所、二次避難所とありますが、体育館等の場合は災害対策本部が指定した場合には、避難所にできるとなっているかと思っております。

○2番（眞茅弘美） この空気調和設備なんですけれども、温度、湿度、換気ができて大変ありがたい環境整備だと思います。先ほども言われましたけど卓球の場合はピンポン玉で、風が影響するというのでこれまで窓を閉め切って、練習とか大会とか行われてまして、子供たちが試合どころではないと、熱中症っていうことも何回かございました。なので、大変ありがたいと思っております。

それですね、配管工事などを天井とかにされるんですかね、そういうことで工事期間とかです、そういう工事期間になった場合は使用できないんでしょうか。

○保健体育課長（豊留信一） 工事期間中は、使用は控えさせて、制限させていただきたいと思っております。ただ、代替えの場所として大きいアリーナ部分、そこで時間調整をされたり、日にち調整をされたりして使うこともできますし、そういった調整で利用は可能かと思えます。

○2番（眞茅弘美） これまでもですね、近隣市の方も結構利用されていらっしやっただので、また利用のほうも増えると思えます。

○6番（城森史明） 鰹出汁の聖地、この件なんです、この辺のところは観光プログラムに載っているいろいろ書いてありますが、具体的にはどういうことをする事業なんです。

○水産商工課長（鮫島寿文） 資料を提出してありますが、委託業務内容のところできく2つ書いてございます。有名な料理雑誌等でモニターを募集しまして、この鰹出汁の聖地「枕崎」で鰹出汁と日本の食文化を極める旅造成事業ということで、モニターツアーを実施し、アンケート等と分析をしまして、いろんな観光資源がございまして、少しブラッシュアップ、磨き上げをして、より魅力のあるものに高めていこうという事業であります。

これにつきましては、観光庁の誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成、実証事業ということで手を挙げております。全額、観光庁の補助ということで考えているところです。現在、国の予算が100億、募集が500でありました。地方自治体が千幾らかありますが、お聞きしたところ5倍以上の応募になっているということで、今月中に事業採択の連絡が来るようになっております。

一応、枕崎市としてはこの1事業を計画しまして、観光資源の少し磨き上げをして、アンケート等も実施をしながら、実際の旅行ツアーとなるような商品開発に努めてまいりたいと考えております。

○6番（城森史明） 非常にすばらしい事業だと思うんですが、例えばかつおぶし工場の見学とか、それと日本の食文化を極める旅なので、その何らかの和食のメニューというか、海鮮料理とか、その辺もできる事業なんです。その辺はどう具体的に計画段階であれでしょうが、その辺のところはどういう内容があるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 一応、観光イベントの実施、観光資源の磨き上げ、ブラッシュアップということで、6番委員がおっしゃいました食メニューの開発、そういったものもプログラムといいますか、事業の取組の一つとして考えているところです。

先ほど言いましたモニターイベント企画とか、あと情報発信のプロモーションということで、少し情報発信についてもこの事業の中で磨き上げていきたいと考えているところです。

お尋ねの食メニューの開発という部分でも一つ項目として取り組んでいこうと考えているところです。

○6番（城森史明） それと、この観光協会に委託するということですが、これは複合的に県立短大ですかね、カツオの本を出した人、そういうような人とそういう連携によって進めるってことは考えていないんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） これまでも県内の短大ですとか、栄養士・調理師養成など、専攻科のある専門学校等へかつおぶしを提供して、料理実習や研究、学校での教育活動に使っていただいて、魚食普及に努めているところですが、そういったところにも広く呼びかけをして、新しい食のメニュー開発や、ただだしを使った新しい旅の造成を考えていきたいと思っております。

○6番（城森史明） それと、旅行会社との連携もありますよね。そして鹿女短でしたけ、カツオに関して本を出してる先生がいますよ、その連携とかその辺は考えていないんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） これまでいろんな形で和食の根幹であります枕崎のだしを使った取組をしていただいている方が、県外とかいらっしやったり、また県内にもそういった方がいら

っしゃいますので、観光協会の事業として実施していきますが、広告代理店やテレビ局とも連携したPR活動を進めておりますので、そういったところの知恵も借りながら、よりよい実証事業となるように広い視点で、そういった協力を求めているかと考えております。

○6番（城森史明） 予算的にも2,000万近くあるので、なだ万の社長なんかでもですね、含めて、そういう取組をしてですね、ぜひこの名称が非常にすばらしいのでね、日本の食文化を極める旅ということなので、最高のものを出してほしいと要望しておきます。

次にですね、家庭用電気式生ごみ処理機の件ですが、生ごみの処理に対しておかかっている経費っていうのはどれぐらいになってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） ただいまの生ごみの処理に係る経費ということのお尋ねでございますが、本市につきましては可燃ごみとして収集しておりますので、生ごみの処理ということでは経費の算定はできていないところでございます。

○6番（城森史明） 予測でもいいですから、ある程度予測がつくんじゃないですか、ある程度、生ごみに対してですね。可燃ごみでは幾ら経費がかかっているんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 内鍋清掃センターの処理経費としまして、可燃ごみということではございませんが、平成30年度が1キログラム当たり14.18円の処理経費がかかっておりまして、令和元年度の実績として1キログラム当たりが13.89円の処理経費がかかっているところでございます。

○6番（城森史明） それと、1世帯、1家庭からどれぐらいの生ごみ量が出てるって推測はあるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 1人当たりの生ごみの排出量としましては、1日200グラム当たりあろうかということで想定はしております。

○6番（城森史明） それと、この価格帯が4万円から8万円ということですが、これ何種類あるんですか、価格で。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、資料要求もありましたので提出をしてあるところですが、6番のその他の項目で、一度に処理できる容量ということで、小さな機種で700グラム程度から大きな機種では二、三キログラムまでの処理が可能な機種が多数ありますので、一般的な価格帯として4万円から8万円程度の機器を想定したところでございます。

○6番（城森史明） その補助金の上限額は3万円ですよ、なぜ生ごみ処理機を聞いたかというのと、その費用が非常に莫大であればですよ、もっと上げるべきじゃないかと思うんですね、限度額を。

そうしないと、例えば3万円と8万円の方は5万円手出しですよ、そしたらわざわざ市民が5万円も手出しして買うのか、その辺はどう考えておられるんですか。なぜこの限度額3万円を決めたんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、家庭用の電気式生ごみ処理機購入補助に関しまして、県下19市、他市の調査もさせていただきました。その中で、補助率2分の1以内、3万円、2分の1以内、2万5,000円を補助している自治体が多くございました。

始良市のように、今年度から2分の1以内、5万円という補助金を設定しているところもありましたが、本市では他市の状況も勘案しまして2分の1以内、3万円の上限で設定したところでございます。

○6番（城森史明） 枕崎の事情が、ごみ量が県下で一番多いということでちょっと違うわけ、それと日置市なんかやってる生ごみの処理方式、生ごみを集めて、それを堆肥化するという事業ですが、本市はもうこの方式を選んだってということで考えていいんですか。この処理機を購入してもらって、生ごみに対する経費を落とすというふうに考えているんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） まず、今回の家庭用の電気式生ごみ処理機を活用していただい

て、各家庭での減量に取り組んでいただきたいというのがあります。

今、日置市等で行っている生ごみの堆肥化事業につきましては、収集方法や処理をどのようにやっていくのかということも含めて、現在研究しているところでございます。当面は、この家庭用電気生ごみ処理機の普及を啓発しまして減量化に取り組んでいきたいと考えているところです。

○6番（城森史明） そういう意味からしたらですよ、非常に生ごみを収集して堆肥化するのは非常にいろいろな難しさが、困難な点やらあるんですよ。だから、生ごみ処理機を家庭に普及して、そっちのほうが簡単じゃないですか。

生ごみが200グラムって言ってましたっけ、1日当たり。100グラムになったら半減するわけですから、そういう意味ですよ、もっと補助限度額を、補助金を増やせないかということなんですよ。もうそっちのほうが簡単で、とにかく普及を目指す、そっちのほうが非常にいいと思うんですよ、どうですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 補助金の上限を増やしてというお話でございましたが、やはりある程度の自己負担をもって購入していただき、ごみ減量に意識して取り組んでいただくということではないかと思えます。補助金が高額で、購入してみたけど活用されなかったのでは減量につながらないので、そのようなことから今回2分の1以内、上限3万円という価格を設定したところでございます。

○13番（清水和弘） 関連なんですけれどね、私も生ごみが発生して、これを堆肥化することによって、相当な私はもう家庭菜園とか、そういうものに対しても効果が出ると思うんですよ、それで先ほど1人当たり200グラムだったですかね、これ。

生ごみ処理機を購入して処理した場合、堆肥化できると思うんですけどね、生ごみ処理した分量をですね、キロ当たり何円でも購入するちゅうのが、そういうことでやればもうちょっと今度に取り組む人が出てくると思うんですよ、消費者は。その辺は全然考えてないの。

○市民生活課参事（日渡輝明） 生ごみを堆肥化したり、そのようなニーズに関しましては、衛生自治団体連合会でコンポストなどの補助をこれまで続けてきております。

今回、補正予算をお願いしてあります家庭用の電気式生ごみ処理機については、家庭内で乾燥処理ができる、もしくは液肥として利用ができるバイオ型ということで設定をさせていただいているところでございます。

○10番（下竹芳郎） 生ごみ処理機なんですけど、半分の補助なんですけど、これ市内の店で購入して、例えば6万円だったら6万円を買っておいて、後から半分もらえるってことですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 補助金の流れとしましては、市内の店舗で購入していただいた領収書、金額が確認できるものを提出していただいて、後日2分の1以内の額を補助する形になるかと思えます。

○10番（下竹芳郎） この事業はいつから始まるんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 補正予算を議決いただきましたら、手続を進めまして10月分からの購入分で適用をしていきたいと考えております。

○10番（下竹芳郎） これは一応170基を見込んでるんですが、これは根拠ちゅうか、どうしてこの数字でしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 他市の実績等も踏まえまして検討をいたしました。

その中で、できるだけ多くの方に使っていただきたい、購入していただきたい、そして減量化に取り組んでいただきたいということで、数量的には多い台数になりましたが、170基でお願いしたところでございます。

○8番（吉嶺周作） 昨日、この電気式生ごみ処理機を検索したところ、メーカー品でいえば10万超えるんですよ。12万ぐらいだったんですけど、この4万から8万っていうのは、これはメーカー品というか、どういったものになるんですかね。

○市民生活課参事（日渡輝明） 生ごみ処理機の製造メーカーや一般的な大手家電メーカーの製品等がございます。その中で、一般家庭で利用する容量のもので4万から8万円程度の価格帯を想定したところがございます。

○8番（吉嶺周作） この事業もいいかもしれないんですけど、本気で本市がこのごみ問題に取り組んでいくのであればですよ、防災無線を公民館が幾ら必要ですからといってアンケートを取ったじゃないですか、あのやり方で公民館にそのアンケートを取ってもらってですよ、この170基を多く見てるって言いましたけど、防災無線を幾ら購入されたか分かりませんが、1,000個以上とかなってですよ、ごみ問題に本気で取り組むんだったら、そういうやり方もあるということをお伝えしておきます。

○13番（清水和弘） 本市もCO2削減に取り組んだらと思うんですけども、県下のほうでもあまりいい状況ではないと私は判断しとるんですけどね、こうした生ごみ処理機購入というふうになれば、内鍋清掃センターでの廃棄物の量が減少していくわけですからね。そういうのを考えたら、私はもっと上限額というものを、その費用対効果を考えてですよ、その辺も私は手当てすべきだと思うんですけど、今後考え直す余地は、計算をし直す余地とかはないんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、補助金の上限額の話がございましたが、まずこの補助額の設定については先ほども申しましたとおり自分でごみ減量に取り組むんだという意志の下にやっていただき、その成果をまた周りの方にも伝えていただきたいと。

そうするためには、ある程度の自己負担も伴わないと、購入したが使われなくなってしまったのではごみの減量化につながっていきませんので、積極的に取り組んでいただける方に購入をしていただいて、そしてまた周りの方にも広げていただきたいと思えます。

○13番（清水和弘） 住民に積極的にというのわかりますよ。ただ、積極的に行政が取り組む姿勢も必要じゃないですか。住民にだけ押しつけてですよ、行政のほうはいろんな形が環境条例のほうでもこれに取り組むことによって行政のランクは上がってくるわけですよ、環境に対するですね。行政のほうは市民だけに押しつけないですよ、行政がもっといろんなことを調べて導入すべきだと私は思いますよ。

自分たちの今後の行政はどのようなことをするのか、その辺はもう住民に押しつけて、あとは考えないちゅうことなんでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） このごみの減量につきましては、昨年度からエコサポーター、そういったものに登録をしていただいて取組体制、市民の声を聞きながら、またそれを施策に反映できるような形で体制を整えていきたいということで今進めているところがございます。市民の意見を聞きながら、市としましてもごみ減量について進めていきたいと考えております。

○12番（東君子） この生ごみ処理機はですね、市役所には置いてはないんですよね、見本で。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、市役所にはそういった見本とかは置いていないところがございます。

○12番（東君子） 1台置いて、それでちょっと市民の方が来られたらこういうものですよっていうふうなですね、そういう取組も必要かなと思いますね。

それに対して、市役所はみんなで取り組むことによって、ちょっと税金っていうかですね、そういうのもこういうふうに変わっていきますとかですね、何か関連づけてアピールをしていくというのが大事ではないかなと思いますね。

なかなか市民は、今皆さん本当にコロナ禍の中で金銭的にも大変な方が多い中で、この生ごみ処理機がどれだけの方が買っていただけるのかなっていうふうにも思うと思うんですよ。余裕のある中でじゃないと大変厳しいと思うので、どんなにいいものかっていうのをどんどん宣伝していかないと、なかなか厳しいような気がします。

○5番（禰占通男） 鹿児島市が先行してもう何年も前から取り組んでいるんだけど、その普及率と効果はどうなってるんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 鹿児島市の乾燥型生ごみ処理機でいいますと、令和元年度で実績として85台あるようです。平成30年度が104台の補助を行ったということを確認しているところですよ。

○5番（禰占通男） たしか補助金というのもどこか3万ぐらいだったと思うんですけど、今うちの対象で4万から8万となっていて、そのうちの3万ということなんだけど、それについては鹿児島市と本市の相違点というのはどうなんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 鹿児島市の電気式生ごみ処理機の補助率については、2分の1以内、上限3万円となっておりますので、本市の設定と同じになっております。

○5番（禰占通男） 今年の初めだったか、去年だったか私も忘れちゃったけど、やはり普及が進まない。だから、市民にいろいろ啓発とか今皆さんが言うておられるそういう状況があったと私記憶しております。ですから、取り組むのはいいですよ、本当に。軽量化、減量化になるわけですから。

それと、13番委員からも出ましたけど、担当者は液肥、バイオ肥料になると言いますが、それを個人で作ってどうするのかわちゅうことですよ。家庭菜園のある人はそれで使うと思うんだけど、ない人はどうするのちことだよ。

私いつも言いますが、大崎町ですよ、最初から生ごみを堆肥化してるところは。あそこは、結局、水を一切使わない堆肥化ということで、おがくずを使っていますよ。

それで、この乾燥機ができると水分がなくなる、水分がなくなると堆肥化しやすい、これは農業者なら分かると思うんですけど、水分をなくしたらそれを2次利用、やはり何かこう考えたほうがいいんじゃないですか。これからもずっと続け、ごみ焼却場も遠くなると。運搬費が今度は安くなるそうしたら何か活用法を考えたら。ただ単に、補助金じゃなくて高い物を買ったけど、使ってみてよかったちゅうことになると思うんですけど、今度は全体的に安く感じるようになると思うんですけど、どうなんですか。今後のごみの減量化、生ごみ処理機に対する考え、ただ売っただけじゃなくて今後の考えですよ。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今、各委員からもありましたけど、市民に対するこの啓発・周知については、課内で検討しながら啓発を進めてまいります。

生ごみ処理に関しましては、日置市なども行っている事業がございますので、そういったものの活用についても、本市でこういった形で取り組んでいけるのかというのは並行して研究をしていきたいと考えているところですよ。

○13番（清水和弘） 今、私は聞いていてですね、この生ごみ処理機は市の職員は何名ぐらいの方が購入の申込みがあるんでしょうか。

○市民生活課参事（日渡輝明） 今回、補正予算をお願いしているところでございますので、予算を議決いただけましたら市民に向けての広報もしていきたいと思っております。

現在、職員に対してのアンケート等は行っておりませんので、購入数は把握していないところですよ。

○4番（沖園強） 今回、コロナの交付金事業でこういう財源手当をされているんですけど、今後、交付金事業が今回限りということになってほしいんですけど、後はどうなるんですか、次年度以降は。財源手当の件ですよ。

○市民生活課長（川崎満） 今年度は、こういった形で補正予算を組んで計画しているところでございますが、来年度以降も継続して事業を続けていくよう検討していきたいと考えております。

○4番（沖園強） それと、市内店舗ということなんですけど、何か業者の指定があるんですか。

○市民生活課長（川崎満） 業者の指定と申しますと……（「取扱業者と言えればいいのか、市

内店舗ってなってるもんですから」と言う者あり）これにつきましては、一応市内の家電メーカー量販店とか電器店を想定しておりますので、こういったところに協力を呼びかけるといったことになると思います。

○4番（沖園強） 今、乾燥型とバイオ型までは大体こう説明があったんですけど、ハイブリッド型というのはどういう機種なんですか。

○市民生活課参事（日渡輝明） ハイブリッド型につきましても、バイオ型のような位置づけになってくるかと思えます。

現在、ハイブリッド型の機器というのは、台数は少なくなっているようですが、今回、この補助対象機器ということで想定したときに、ハイブリッド型の購入も考えられるということで掲載したところでございます。

○11番（永野慶一郎） 防災活動支援事業ですね、説明資料でいくと1の（9）なんですけども、これ自治公民館に委託をしてアンケートを取るっていうような事業内容だと思うんですけども、これ公民館長とかそういった代表の方じゃなくて、各世帯に公民館加入のアンケートを配布して回答を求めるといことだと思んですけど、まず回収率っていうのは大体どれぐらいを予測されておりますか。

○総務課長（本田親行） 今年の4月1日現在の公民館の加入世帯が8,284世帯あるわけですが、予算では8,500世帯で組ませていただいております。

できるだけ共助の取組ということで、公民館長にも直接お会いして、可能な限りの御回答をいただけたらと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） せっかくこういった交付金を使って、今後よくしていくためのアンケートだと思うんですね、そのためにやると。ただ、交付金を使ってやりましたじゃ全く意味がないと思うんですね。

そういう中でですね、なかなかアンケートって、市から送られてくるやつをたまに見るんですけど、私も回答したりするんですけど、その内容がよく分からなかったり、項目が多かったり、途中で大変だと思ったりするような内容もございます。

やはり、アンケートの内容とか項目、できるだけ簡潔に絞って分かりやすいような文言で書いていただかないと、これ各世帯への配付ですので、一人一人が見て、特にお年寄りの人たちがですね、これないかち、もうよかちなる可能性もあると思うんですよ。

そういった意味で、何かアンケートを今つくってるのかどうか分かりませんが、内容とか精査しているところかもしれませんが、そういったところもちょっと加味して、アンケートをつくっていただきたいと思うんですが、総務課長。

○総務課長（本田親行） 内部でアンケートの案はつくっております。台風10号の接近前でございました。

今回、避難所への避難は500人を超えたわけですが、分散避難というのもこちらのほうも御親戚の御自宅とか、実際どのような避難行動がなされたかまでは、はっきりと分からないところです。また、公民館も8公民館、5公民館に避難があって、一時避難場所ということで避難していただいておりますけども、避難の実態であったり、またかねがね委員のほうからも、市はホームページでお伝えしているが、それに対してインターネットの環境はどの程度かというお尋ねもございます。

携帯も含めて、そういう本当に今度の台風10号を踏まえながら、必要な事項を委員がおっしゃるように回答しやすい形に絞っていかれたらと考えているところです。

○11番（永野慶一郎） 今回、台風10号ですね、避難所について私にも問合せがあったりしたんですけど、聞いてくる方はいいですよ、こうやって声を上げてくれる方はいいと思うんですけども、思っても訴えるところがないとかですね、そういった方とかこういうアンケート

に書いて出して、そういった意見を市のほうで集約していただければすごく今後の改善とかにつながるのかなと思いますので、本当に何が一番知り得たい情報なのかっていうそのんですね、アンケートの項目とか内容を絞っていただいて、少しでも多く回答いただけるような工夫をしていただきたいなと思っていますところ。

○総務課長（本田親行） 災害対策としましては、情報の伝達が一番重要になると思います。

本年度から、市としましては個別受信機の設置補助も行っておりますので、その辺の状況も把握して、個別受信機も併せて普及促進についても図っていきたいと考えているところでございます。

○6番（城森史明） このアンケートっていうのは、防犯カメラですよ、その辺のところは想定してないんですかね。一応、防災、防犯に非常に役立つわけなんですけど、その辺の目的みたいな案件には含まれてないんですか。

○総務課長（本田親行） 今回は、災害情報の伝達とか避難行動とかその辺を主に行っておりますけれども、防犯カメラの必要性をアンケートで把握されたらというような御質疑でしょうか。

○6番（城森史明） 実際ですね、その防災とか防犯に関して、非常に市民の要望があるわけですよ。

例えば、今、牛、豚の盗難が起こってますよね。だから、あれは犯罪ですけど、防災にしても防犯カメラがあると、その水の流れる状況とかがテレビなんかで映るケースがありますよね。だからそういう意味で、災害にもやはり防犯カメラっていうのは非常に有益じゃないかと。そういう意味で、このアンケートの中に防犯カメラという項目が出ないのかっていうことですね。

○総務課長（本田親行） 今回のアンケートにつきましては、公民館加入世帯を対象に個人へのアンケートを計画しておりますので、防災カメラの必要性ということまではアンケートの予定はございませんけども、今後そういったこともあると思いますので、また公民館長とか、各団体とか、アンケートの対象を変えてそういうことの把握も必要かとは考えております。

○6番（城森史明） そういう意味で、特に犯罪・防災面から非常に市民のほうから防犯カメラをつけたいのかっていう、つけてくれ、つけてくれっていうのが結構多くなっているんで、空き巣も多くなっていますので、その辺のところも何らかの形で対応っていうかですね、例えばこれでリモートっていうのがありますが、リモートっていう中にはその防犯カメラっていうのは事業はできないんですかね。いろんなリモートの事業がありますが、やはり防犯カメラもある面ではリモートなんですよ。その辺の事業の種類はないのかっていうことです。

○企画調整課参事（堂原耕一） 地方創生臨時交付金を活用して、そういった事業の取組ができないかどうかという質疑と考えてよろしいでしょうか。——地方創生臨時交付金対象の事業目的と申しますのが、今まで議会でも御説明させていただいておりますとおります新型コロナウイルス対策の感染防止が第一となってまいりますので、今回リモート関係で上がっているような事業につきましては、今のこの感染状況を受けて直接の対面を避けたりとか、密を避けたりとかを目的とした取組になりますので、防犯という意味でのリモートの取組というのは、直接、地方創生臨時交付金の対象にはなり難いのかなと考えます。

○総務課長（本田親行） 防災活動支援事業につきまして、避難行動であるとか、防災情報の入手情報とか申しましたけれども、参事からありましたように今回は交付金を活用するためには新型コロナウイルスの感染防止対策ということでもありますので、アンケートの中身につきましては、今後の避難所運営に対するアンケート項目も加えて実施したいと思っております。

○5番（禰占通男） アンケートの項目ですけど、先ほどインターネットのこともちょっと出たんですけど、そのインターネットについての項目というのは、どのようなものを考えておりますか。

○総務課長（本田親行） 防災情報をどのような方法で入手されましたかという回答の中に、パ

ソコンであるとか、携帯であるとか、そういう項目を入れる予定ですので、そこで携帯電話、パソコンという答えがあれば、インターネットの環境があると判断しようという予定でございます。

○5番(禰占通男) 今回、国勢調査もありますから、私はそのときにでも今総務課長がおっしゃられたようにネットの比重というのは物すごく大きくなってる時代ですよ。

停電したらパソコンも長時間は使えないけど、やはりそういった中で情報を得ることは必要ですから、インターネット回線のないところのWi-Fiの整備とか、やっぱりそこら辺も将来的には必要になるんじゃないかち、私も次のWeb会議のところで質疑をしようと思っておりますので、やはりそういったこともいろんなことに、枕崎市民に聞くわけですから、やはりその情報というのはいい情報が入ると思ってるんですよ、今この状態で。

だから、そのネットの回線、先ほど言った防災にちょっと関係ないかもしれないけど、いろんな起こり得るといえるか、今後対応していかないといけないものもいっぱいありますから、できれば許す限り項目が多すぎると駄目だっていうこともあるけど、やっぱり機会が機会ですから、そこで対応してもらいたいと思っております。

○4番(沖園強) 説明資料の1の(10)の公立学校情報機器整備事業なんですが、説明資料によると国庫補助事業分と臨時交付金事業分に対応してるということなんですけど、その内訳を教えてください。

○教委総務課長(宮原司) 今回の整備に当たりましては、全体で1,366台を整備する予定としております。そのうち国庫補助事業を活用した分が934台、4,203万円で、地方創生臨時交付金を活用した分、単独事業分に当たりますが、この分が432台、1,944万円となっております。

○4番(沖園強) 頭割りですと大体1台が6万8,000円ぐらいの機器なのかなと思ってるんですけど、そうすると国庫補助事業の補助率は幾らなんですか。

○教委総務課長(宮原司) 補助率につきましては、定額で4万5,000円となっております。

○4番(沖園強) 何%になるの。

○教委総務課長(宮原司) 定額の4万5,000円です。

○4番(沖園強) 大体6万8,000円ぐらいですよ、頭割りをすると。

○教委総務課長(宮原司) 今回の小学校の備品購入費として5,646万円、中学校の備品購入費として3,755万円を計上しております。

このうち、パソコンだけではなくて今回の補助金の中身につきましては、家庭にWi-Fi等のない家庭に貸与する予定で整備をするモバイルWi-Fiのこの分の通信機器の整備と、あと学校ともし家庭とするときの通信機器の購入にかかる経費も含まれております。

パソコン1台の整備の考え方としては、タブレット端末自体は4万5,000円の定額です。残りの2万円の部分、6万5,000円で考えているんですけども、2万円の部分については学習支援システム、あと今回それを導入するに当たって、いろんな学習支援システム等の設定の必要がありますので、その設定費用を含めた額を2万円で計上しているところでございます。

○7番(吉松幸夫) さっきちょっと聞き漏らしたんですけども、1人に1台ということなんですけれども、これは生徒だけなんですか、教師も含めてなんですか。教育委員会の職員も持っている必要があるんじゃないかなとは考えるんですけど、その辺はどうなんですか。

○教委総務課長(宮原司) 今回、整備をするものにつきましては、令和元年度5月1日現在の生徒数と職員数で国の補助金の請求に当たって数を出さなければいけなかったものですから、その部分については児童生徒と教職員で計算してあります。教育委員会の部分については、今回の整備には含まれていないところです。

○5番(禰占通男) 小中学生に貸し出すのはいいんですけど、家庭にWi-Fi機能ちゅうか、インターネット回線がある人はいいいんですけど、ない人はどうするの、それ。

○教委総務課長(宮原司) 先ほども答弁させていただいたんですけども、今回の整備についま

しては、家庭にインターネット等がない児童生徒の家用の分にモバイルWi-Fiルーターを整備する予定の購入の費用も含まれております。

今年6月に一応各学校でアンケートを行いました。現在御家庭ではパソコン、タブレット、スマートフォン等をWi-Fiに接続することはできますかというアンケートをしたんですけども、その中にできる家庭が88%、できない家庭が11%でしたので、その数字とあと国が今回の補助金申請に当たっては、就学援助の対象世帯を参考とするような形で数字を出すようになっておりましたので、そのアンケートの数と就学援助費を受給されている世帯の児童生徒数が大体同じぐらいだったので、今回その数字で補助金申請を、その予定で今回モバイルWi-Fiルーターの整備をしたいと考えているところです。

○5番（禰占通男） その使用料はどうするの、どっちが払うの。

○教委総務課長（宮原司） 現在、今いろんなモバイルWi-Fiルーターの案内が来ております。その中で、ランニングコストができるだけかからないものを本市としても選んでいきたいと考えているんですけども、今どの機種にするか現在検討中でございます。

○5番（禰占通男） その機器を貸与、貸してもらって、その使用料ちゅうか、結局Wi-Fiの使用料は誰が払うのって。

○教委総務課長（宮原司） 今年度中に整備をするのはモバイルWi-Fiルーターの機器を一応整備しようと考えております。結局、持ち運びができるものでありますので、通信料についてはSIMカード、携帯電話とかで接続するときの中に全てカードが入っていると思うんですが、それを挿入した場合、通信ができると思いますので、原則的にはその機器を貸与しますが、そのSIMカードの部分については各家庭で負担をしていただけないかと考えているんですが、そこについてはいろんなものが今業者から出てきておりますので、そこが含まれた部分も通信料まで含んだ形で契約できるのかどうかについては、今後議会で議決をいただいた後にどの機種がいいのか検討していきたいと考えています。

○5番（禰占通男） ポケットWi-Fiでも3万以上かかるでしょう。3万円じゃない、ごめん、3,000円。

○教委総務課長（宮原司） 今回、一応計上させていただいているのが、ドコモ、au、ソフトバンク、どこのメーカーのSIMでも挿せる機器を今検討しているところでございます。

○委員長（立石幸徳） 財政課から令和2年度今後の見込みという資料が出されております。

普通交付税が本年度確定しているようですが、今度の補正には出ておりません。5,000万円ぐらいの増加の要因、それからこれまで財政調整基金がかなりコロナ関係で出入りしておりますので、この資料に基づいて今出されている2点ぐらいについて財政課長のほうで説明をしていただきたいと思います。

○財政課長（佐藤祐司） 令和2年度今後の見込みを御覧いただきたいと思います。

地方交付税の欄がございます。そのうち（1）普通交付税につきましては7月31日に今年度の分が決定いたしております。ここに書いてございますように30億5,956万1,000円と決定しております。当初予算につきましては30億円で計上しております。当初の段階で今年度の推計としまして30億3,500万を見込んでおりました。それよりも若干上回った数字となっております。

今、委員長からありましたように、元年度よりも5,000万円程度の増となっているところです。この増の大きな要因としましては、やはり今年度から新設されております地域社会再生事業費、これが当初予算の委員会等でも8,000万円程度を見込んでいたと私申し上げたかと思いますが、決定額として9,638万3,000円となりました。ということで、見込みよりもここで1,600万円程度多くなったところでございます。

それから、増額しているものとしては、今年度から始まりました会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当等の支給等に要する経費、これにつきましては包括算定経費で算定されることに

なっております、具体的に会計年度任用職員分が幾らになったかは分からないんですが、その包括算定経費の部分が3,500万円程度、前年度より増加しております。これら2つの増が必要額の中では大きい増加でございます。

もちろん、基準財政収入額でも地方消費税交付金が当然1億円程度、前年度より伸びるということでありましたので、需要額の伸びがそのまま交付税額の伸びとならないということでございます。

それから財政調整基金の件でございますが、財政調整基金は元年度末残高見込みが12億4,215万、そして前年度の剰余金の2分の1程度、1億3,900万程度を今回積み立てることで計上いたしております。

そして、取崩しにつきましては、当初予算で1億3,000万取り崩す予定で計上しておりましたが、7回のこれまでの補正の中で、コロナ関係で結果1億3,000万、合わせて2億6,000万の取崩しを今年度見込んでいるということでございます。それで財政調整基金につきましては、2年度末残高見込みが11億2,190万程度となっております。

それから地方交付税と繰越金を合わせまして、今後の留保財源として1億5,000万程度あるわけでございますが、これの今後の見込みとしましては国保の赤字補填、市立病院負担金が予想されておりますので、最終補正あたりでそれらの調整財源となろうかと思っております。

○5番(禰占通男) 資料をもらってるWeb会議システムについてです。これについては機材の購入とかも入ってるんですけど、現在ある機材で対応はできないんですか。システム環境整備事業、3事業ありますけど、あとはもう民間ですからどのようになさるかは個々の問題だと思うんですよ。

○企画調整課長(東中川徹) 今、現状ということで、今回の事業のある動機の部分を書いておりますが、庁内、国県、ほかの事業者等との打合せについては、庁内ネットワークとは別の独立したインターネット回線を使用している場合がございます。それが今、市役所本庁には1回線しかないところです。

そういうことで、ネットワークの整備が十分でないということで、対応する場所も固定されてしまうこと等もございますので、会議に参加できない場合や複数の会議に参加できないという状況がございましたので、専用回線を1本引きまして、アクセスポイントを本庁舎内に16か所設けることで、各課においてそういう対応ができるというような環境整備をするものであります。

○5番(禰占通男) ソフト、アプリちょうことになると思うんですけど、これはもう決まっているんですか、どのようなものを活用するというのは。

○企画調整課長(東中川徹) 庁内・出先を含めてになります。専用システムで構築するということです。あとは、国県、事業者、そういったところとの会議、打合せをする場合には、例えば今で言うとZoomとかSkypeとか、そういうのがあると思うんですが、会議を主催するところからこれで会議に参加してくれというのにも対応できることになっております。

○委員長(立石幸徳) 以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第56号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長(立石幸徳) 異議もありませんので、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時8分 再開

△議案第57号 令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

次に、議案第57号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第57号令和2年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ311万円を追加し、予算総額を36億8,109万8,000円にしようとするもので、当初予算より0.1%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、令和3年度からの個人所得課税の見直しに伴う国民健康保険税の軽減判定所得の算定方法の見直しに係るシステム改修委託料71万5,000円の増額でございます。

特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査受診券の配付方法の見直しに伴う役務費の20万円の増額と委託料の同額の減額の組替えでございます。

償還金及び還付加算金につきましては、令和元年度精算に伴う国及び県特定健康診査・特定保健指導負担金の返納金164万円と、保険給付費等交付金の返納金37万9,000円、療養給付費等負担金の返納金37万6,000円の合計239万5,000円の増額でございます。

以上の財源として、県支出金71万5,000円及び繰越金239万5,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（立石幸徳） 審査をお願いいたします

○13番（清水和弘） 5ページの歳出の部分なんですけど、特定健康診査委託料というのが20万の減になっとるんですけど、これはどういう理由でなったんでしょうか。

○健康課長（田中義文） 特定健康診査等事業費の組替えにつきましては、まず役務費が不足を生じる状況となりました。例年であれば、特定健康診査の受診券につきましては、保健推進員の方々に5月頃に配付をしていただきますので費用が発生いたしません。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により他の集団健診の受診券につきまして7月配付に時期を遅らせたところですので、特定健診につきましては6月から始まります。

集団健診につきましては、今年度は新型コロナの影響で7月に予定していたものを中止して11月、12月に時期を変更したものですから、一緒に特定健診の受診券を配付できなりましたので、今年度の特定健診の受診券の配付につきましては郵送で行いました。その費用を20万円増額してあります。

委託料につきましては、毎年60%程度の受診率を目標に取り組んでいるものですから、今年度、新型コロナの影響で特定健診の受診率が伸びることは難しいだろうということもありまして、同額の20万円を委託料から減額したところでございます。

○13番（清水和弘） この委託はどこに委託されたんですか。

○健康課長（田中義文） この委託料につきましては、主要なものは特定健診でございまして、医師会、県民総合保健センター、厚生連などに対する委託料でございます。

○13番（清水和弘） この中で、委託されている人数ですね、その事務局のほうの人数はどれぐらいになっとるんですか。

○健康課長（田中義文） 特定健診の受診者数につきましては、当初予算段階で個別健診で500人、集団健診で1,443人を見込んでいるところでございます。

○13番（清水和弘） 20万減少しとるんだけど、これの影響は何か出ないの。

○健康課長（田中義文） 先ほども申し上げましたけれども、今年度の集団健診、そして個別健診もですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染を恐れて健診を受けられない方も若干おられるんじゃないかと考えているところです。

今年度はそのような状況でありますし、集団健診を実施するに当たって、本市としても集団健診で新型コロナウイルスの感染が拡大してしまうようなことがあってはならないということで人数配分を正確に行いまして、できるだけ予定された日以外には来ないように呼びかけも行って、密にならないように取り組んでいるところでございます。そのようなことから、特定健診の未受診者対策についても取り組まないこととしているところです。

今年度については、特定健診も大切ですがけれども、新型コロナウイルスの感染者を出さないことが最優先されると思いますので、特定健診の受診率がどうしても落ちるのではないかとということで、20万円減額をしたとしても影響を及ぼすとは考えていないところでございます。

○13番（清水和弘） 先ほど課長は、特定健診受診率を60%望んだということだったんですけど、特定健診の受診率というのは毎年伸びてきとるんですかね。

○健康課長（田中義文） これまでも御説明しているところですけども、おとし未受診者勧奨事業を委託して取り組みまして、前年度に比べて8ポイント上がりまして52.5%まで伸びたんですが、昨年度も同様に委託を行い懸命に取り組んだんですけども、決算報告のところでも御説明することになるかと思うんですが、一昨年に比べて昨年は2ポイントほど下がっております。50.1%になっておりまして、ようやく50%をクリアしたという状況でございます。

平成20年度に制度が始まった頃は20%ちょっとでしたので、伸びてはきているところですけども、まだ60%には及ばない状況でございます。

○13番（清水和弘） その受診率は上がったということなんですけどね、医療費に対するその受診率の増加と医療費に関係する費用っていうのはどのような関係ですか。受診率が上がれば医療費は下がるの、それとも変わらないの。

○健康課長（田中義文） 国のほうでも特定健診の受診率と医療費の相関関係を分析しておりまして、特定健診を受けた方と受けない方では平均で医療費が明らかに数万円違うという分析が出ております。

特定健診を受けることによって、生活習慣を改めようという意識も働くと思いますので、特定健診を受けることが医療費の抑制につながることは検証されているところでございます。

○13番（清水和弘） 最後にしますけど、特定健診を受けることによってですよ、個人の医療費、これが数万円下がるんですか。やっぱり、こういうのを市民に情報を流していけば特定健診受診率も上がるし、また健診率向上に対して国か県の補助も何かあったと思うんだけど、その辺に関わってくるからですね、この受診することによる医療費が削減されたということをもっと市民に訴えてほしいんですけど、最後にしますけどね、どうですか。

○健康課長（田中義文） 先ほど言いました国が試算したデータを本市でも分析を行いまして、それと以前、特定健診を受ける場合と受けない場合で脳卒中を発症する可能性が2.4倍になるとかということにつきまして、保健推進員の研修会や各世帯に送付する特定健診の受診のお願いの通知にも入れたところでございます。

皆さん見ていただいて十分周知されているのかは私たちも分かりませんが、そういうデータが判明した段階で活用して周知には努めているところでございます。

○4番（沖園強） 今の質疑応答の中でも特別調整交付金、まあ保険者努力分ですよ。そこにはどういった影響が出てくるんですか。

○健康課長（田中義文） 保険者努力支援制度については、平成30年度から本格実施で28年度から前倒しで実施をされている制度でございます。

当初は、取組に対する姿勢や取組を行うことに点数が重点的に配分されて、本市も19市中3番目に高かったところですが、徐々に成績主義が入ってきているところであり、現在は順位が下がり19市で6番目ぐらいの成績でございます。今後とも点数の獲得に努めていきたいと思えます。特定健診の受診率についても、当然採点されるところでございます。

○4番（沖園強） 今回の71万5,000円の調整交付金は、補正分の中身を教えてください。

○健康課長（田中義文） 提案理由説明のところでも申し上げましたけれども、システム改修の補正予算を総務管理費で計上してあり、それにつきましては全額公費負担で保険給付費等交付金の特別調整交付金分として全額交付されているということでございます。

○委員長（立石幸徳） 最初の健康課長の説明で、このシステム改修、令和3年度からの軽減判定の見直しということだったんですかね。そうすると3年度の軽減判定というのは、今年度中にシステム見直しはできるわけですか。その年度の絡みで3年度からの判定を今年度中に見直しができるわけですか。その辺の事情を説明いただきたい。

○健康課長（田中義文） 先ほど提案理由でも御説明いたしましたけれども、このシステム改修委託料の増額につきましては、平成30年度の税制改正によりまして来年度以後の市県民税の課税において給与や年金所得の控除額が10万円引き下げられ、その代わりに基礎控除が10万円引き上げられることとなっております。

今回のシステム改修は、この税制改正による国民健康保険税の影響が生じないようにするために、国保税の課税において基礎控除額の10万円の引き上げ等が行われることとされており、それに対応するためのシステム改修でございます。今年度中に実施して、来年度の課税に間に合わせるという改修内容でございます。

○委員長（立石幸徳） これは早くから大きな影響が出るだろうということが言われてたんですよ、いわゆる基礎控除10万円をですね、その分を今年度中に判定の見直しを、システム改修をします。こういう理解でいいんですか。

○健康課長（田中義文） 来年度に実施されることが確実にっておりますので、今年度中にシステム改修を行って準備をしておくという意味でございます。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第58号 令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○委員長（立石幸徳） 引き続き、議案第58号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○健康課長（田中義文） 議案第58号令和2年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について概略を申し上げます。

予算書の末尾を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ320万2,000円を追加し、予算総額を3億6,469万7,000円にしようとするもので、当初予算より0.9%の伸びとなります。

補正の内容は、総務管理費につきましては、令和3年度からの個人所得課税の見直しに伴う後期高齢者医療保険料の軽減判定所得の算定方法の見直しに係るシステム改修委託料81万4,000円の増額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和元年度精算に伴う162万5,000円の増額でございます。

繰出金につきましては、令和元年度精算に伴う一般会計繰出金76万3,000円の増額でございます。

以上の財源として、繰越金238万6,000円、諸収入2,000円及び国庫支出金81万4,000円の増額で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（立石幸徳） 審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 3ページですね、さっき説明したのではないかと思うんですけど、ちょっと聞き逃してしまってますね、歳出の分で後期高齢者医療広域連合会納付金、これが162万5,000円補正されとるんですけど、この内容についてお願いします。

○健康課長（田中義文） これは毎年精算を行うことにより増額しているものですが、前にも御説明したことがあるかと思うんですけど、本市の後期高齢者医療保険料の会計年度につきましては、出納整理期間として4月、5月まで入った分も前年度扱いになります。

しかしながら、3月が決算になるものですから、4月、5月に納められた分は翌年度の会計になります。国保連合のほうは決算時期のずれがあるものですから、毎年4月、5月に入った分を補正で増額して納付するという事務的な措置でございます。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

午後1時36分 再開

△議案第59号 令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

次に、議案第59号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第59号令和2年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

予算書末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,811万4,000円を追加し、予算総額を29億3,387万6,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.2%の伸びとなります。

補正の内容は、令和元年度の実績確定に伴う精算で、介護給付費準備基金積立金5,166万

3,000円、介護給付費負担金等返納金3,439万9,000円及び一般会計繰出金3,205万2,000円の増額であります。

以上の財源として、繰越金1億1,811万4,000円の増で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（立石幸徳） 審査をお願いいたします。

○4番（沖園強） この準備基金の累計額は幾らになるの。

○福祉課長（山口英雄） 介護給付費準備基金の積立額でございますが、現時点の見込みでございますが、令和2年度末の累計額は3億0,183万8,906円と見込んでおります。

○13番（清水和弘） 説明資料のところに一般会計繰入金精算返納金として3,205万2,000円とあるんですけど、これの内容について教えていただけないですかね。

○福祉課長（山口英雄） 内容というのはちょっと趣旨がよく分かりませんが、介護保険の財源につきましても、第1号被保険者が負担する保険料が23%、第2号被保険者が負担する部分が27%、国費が調整交付金も含めてですけど約25%で、県が12.5%、市が12.5%を負担すると基本的な財源構成はそういうふうになっております。

ただいま申しましたように、介護保険事業の運営には市費が12.5%入っておりますけれども、提案理由説明のときにも申しましたとおり令和元年度の実績が確定したことによりまして、市の負担分を今回精算して戻すと、その精算分が3,205万2,000円でございます。

○13番（清水和弘） 市の負担分がこの12.5%というのは、多かったから返納するちゅうことなんですか。12.5%と今言われましたけど。12.5%は金額にして幾らになるの。

○福祉課長（山口英雄） 市の負担分の精算の内訳ですけれども、介護給付費の負担金として繰入額が3億1,576万7,000円ございましたけれども、今回の実績確定によりまして返納額が2,533万1,795円でございます。

それから地域支援事業費負担金が繰入額1,596万2,000円ございましたけれども、返納額は327万1,952円、職員給与費等の繰入金につきましても4,428万4,000円繰り入れましたけれども、返納額として344万8,395円、事務費繰入金といたしまして258万1,000円繰り入れましたけれども、返納額は24万8,918円、低所得者保険料軽減分として2,608万円繰り入れましたけれども、返納額としては逆に24万8,400円のマイナスですので、これを差し引いて先ほど申しました今回精算額3,205万2,660円となっております。

○6番（城森史明） 分からないのを教えてほしいんですけど、歳入で繰越金で措置することになってますが、普通の会計だったら前期の決算が終わった時点で繰越金というのは決まって、そこで予算を組み立てていきますが、1億2,000万、大きな額ですが、これはどのようにしてこの繰越金は決まったんですかね。

○福祉課長（山口英雄） 今回の議会で認定事項第4号として令和元年度の介護保険事業決算を認定事項として出しております。

それで、令和元年度の繰越金がただいま申し上げました1億1,811万4,000円でございますので、それからそれぞれの精算分とかを今回の補正予算で措置したということでございます。

○6番（城森史明） 決算が確定したことによる金額ということ。

○福祉課長（山口英雄） 先ほど説明申しましたとおりでございます。

○6番（城森史明） 準備基金積立金もこれは同様のものなんですか。これも前期が終わったばかりで、あとの介護給付費というのは今後も各支出は出ていくわけですから確定はしてないわけですよね。そういう意味で、この半年、前期が終わった時点で、前期の最後になってこの積立金が積み立てられるのはどのようにして積み立てるんですか。

○福祉課長（山口英雄） それでは、今は決算審査ではありませんけれども、元年度の決算を説明申し上げます。

令和元年度の介護保険特別会計の決算状況は、歳入総額27億1,608万3,439円に対しまして、歳出総額が25億9,796万8,087円、歳入歳出差し引きまして1億1,811万5,352円、これが今6番委員が質疑をされた繰越金の額でございます。

それで、そのうち今回補正予算をお願いしてございます国・県・支払基金への償還分の補正が3,439万9,000円、それから先ほど13番委員から質疑がございました一般会計の繰出金の負担分の精算が3,205万2,000円、そしてその残りが介護給付費準備基金への積立金となりまして、今回5,166万3,000円を補正してございます。

○6番（城森史明） まだ、去年の決算は認定を受けてないわけですよね。認定を受けてないのに補正予算として計上できるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 決算自体はもう済んでいますので。ただ、事実を、決算状況を認定するかしないか、認定というのは事後のことですので、決算行為はもう会計年度の出納閉鎖期間も過ぎていきますので、決算はもう確定します。

あとは議会に今回認定していただけないかというその事後行為をお願いしているだけでありまして、もう前年度の会計は、収支は全て精算が終わっているところでございます。

○6番（城森史明） そしたら、認定されないということになったらどうなるんですか。

○福祉課長（山口英雄） 私の知っている限りでは、決算の認定というのは、仮に認定されなかったとしても、その決算の効力に影響はないというふうにたしかされていたと思います。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部入替えのため10分間休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後1時59分 再開

△議案第60号 令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

次に、議案第60号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第60号令和2年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる料金システム改修による増額と人事異動による減額により収益的支出を減額し、収益的収入及び資本的支出をそれぞれ増額しようとするものです。

第2条収益的収入及び支出のうち収入は198万円増額し、合計で4億5,265万2,000円にしようとするもので、当初予定額に対し0.4%の増となります。また、支出は193万8,000円減額し、合計で3億9,782万6,000円にしようとするもので、当初予定額に対し0.5%の減となります。

なお、税抜きの純利益は当初予定額1,220万3,000円に対し391万8,000円を増額し、総額は

1,612万1,000円となります。

第3条資本的収入及び支出のうち支出は1万3,000円増額し、合計で5億5,042万円にしようとするもので、当初予定額に対し0.01%の増となります。

なお、資本的収入及び支出において収入額が支出額に対し不足する増額分1万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補填しようとするものです。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費は370万5,000円減額し、9,903万9,000円に改め、当初予定額に対し3.6%の減となります。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（立石幸徳） 審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） この説明資料の1ページ、これ職員給与が370万5,000円減額になってるんですけど、この理由は何なんですか。

○水道課長（松田誠） 人事異動による減額補正でございます。

○13番（清水和弘） これ1人分ですか。

○水道課長（松田誠） 1人が減になったとかそういうことではございませんで、人事異動によりまして人の入れ替わりがあります。給与の高低差があったり、扶養のあるなしがあったり、そういうのを踏まえて補正をしております。

○13番（清水和弘） じゃあ、等級が変わったとか、そういうことで減額になったちゅうこと。職員の等級があるじゃないですか、それが変わったからこういうなったちゅうこと。

○水道課長（松田誠） 予算書の7ページでございます。基本的には等級というよりも、人が入れ替わったことによって給与が変わって補正をしたということでございます。

○13番（清水和弘） ちょっと私は、市の職員の給料というのは等級で変わると思ってたんですよね、等級が変わらなくてもこれだけ軽減ちゅうのはちょっと信じ難いんですけど。

○水道課長（松田誠） 基本的には今回、50代の職員が転出して30代とか20代の職員が入ってきたことによって、何歳だから何号級とかそういうこともある程度は決まっていますけども、それがイコールじゃありませんので、基本的には年齢差によって給料が変わります。

当初予算で組んだ時点と4月1日の異動による人の入替えによって、もらう人の給料及び共済費、手当が変わってこの370万程度の減額となったということです。

○13番（清水和弘） 説明資料の3の1、水道事業費が193万8,000円減少しとるじゃないですか。支出額の部分について説明をお願いします。

○水道課長（松田誠） 先ほど人件費関係の減額が370万程度ありました。この分と今回コンビニ収納によりまして増額しておりますが、その差額が193万8,000円の減ということでありまして。

○13番（清水和弘） それと、最初の職員給与の部分は人件費ですよね、水道事業費、これは人件費じゃないんじゃないですか。

○水道課長（松田誠） 第4条職員給与費とありますけれども、先ほどの質疑はここだったんですが、この370万5,000円の減については予算第8条に定めた金額を次のように改めるとありますが、企業会計の場合、これを給与費については予算書で定めなければならないようになっております。

予算とは別枠というか、その中で給与費はこのような動きがありましたというのを掲載しているということでございます。

今の第1款第1項の営業費用の193万8,000円につきましては、先ほどの人件費による減額と新型コロナウイルス感染症対策に関わるシステム料金の増額により、差引きで193万8,000円の減となります。

○4番（沖園強） キャッシュ・フローの4ページ、この未収金が三角になってるんですけど、

これは未収金の増加はどういう、ちょっと説明してもらえませんか。

○水道課長（松田誠） 未収金が当初予算と比べまして163万ほど増加しているんですけど、これは令和元年度決算の確定により変更したということです。

○4番（沖園強） 決算委員会でもいいんでしょうけど、その未収金が増加したちゅうことですよ、どういった要因で。

○水道課長（松田誠） あくまでも当初予算時点では推計で、3月31日をもって決算になりますので、その時点の数字がそのまま表れたと、その後、コロナの影響とも考えられるんですけども、実際の6月末となれば例年どおりの収入となっております。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時12分 再開

△議案第61号 令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（立石幸徳） 再開いたします。

議案第61号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○水道課長（松田誠） 議案第61号令和2年度枕崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、令和元年度公共下水道事業特別会計決算の確定による減価償却費等の補正、人事異動及び建設改良費の確定による減額により、収益的収入、支出をそれぞれ増額し、資本的収入、支出をそれぞれ減額しようとするものです。また、令和元年度決算の確定に伴い、予定開始貸借対照表等の財務諸表も併せて改めるものです。

第3条収益的収入及び支出のうち収入は77万2,000円増額し、合計で7億6,464万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.1%の増となります。また、支出も8万7,000円増額し、合計で7億3,048万1,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.01%の増となります。なお、税抜きの純利益は当初予定額2,771万7,000円に対し68万7,000円を増額し、総額が2,840万4,000円となります。

第4条資本的収入及び支出のうち収入は3,120万円減額し、合計で1億2,065万円にしようとするもので、当初予算額に対し20.5%の減となります。また、支出も3,003万5,000円減額し、合計で3億4,917万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し7.9%の減となります。なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する増額分116万5,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金並びに当年度分損益勘定留保資金でそれぞれ補填しようとするものです。

第5条当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金を36万7,000円増の3,102万

1,000円とし、未払金を97万7,000円減の2,016万5,000円に改めます。

第7条議会の議決を得なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は132万4,000円減額し、5,741万5,000円に改め、当初予算額に対し2.3%の減となります。

以上、概略説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（立石幸徳） 審査をお願いいたします。

○6番（城森史明） この資本的支出の内容について説明をお願いいたします。

○水道課長（松田誠） 資本的支出につきまして3,000万程度の減額となっております。この内容としましては、当初予定では汚泥処理の適正化に関わる業務内容として、消化設備の導入に伴う詳細設計委託を3,000万ほど予定しておりました。

3,000万含めて6,000万程度の消化設備の導入に向けての委託を考えておりましたが、本年度は消化設備の導入に向けての是非についての検討に時間を要し、詳細設計前の準備時間にかなり時間を要することが判明したことから消化設備詳細設計を次年度に見送るとしました。それで、今回3,000万程度の減額となっております。

○6番（城森史明） その消化設備って具体的にどういうものなんですか、見送った消化設備っていうのは。

○水道課長（松田誠） 今、下水道処理の汚泥の最適化に向けていろいろな研究を行っています。その中で、枕崎市の下水汚泥——濃縮汚泥でございますけども、これが消化によってガスを生みます。堆肥なんかが発酵した場合にガスが出る、それと原理は一緒ですけども、そのガスを発酵させてそのガスをもとにエネルギー化します。それでタービンなりを回して電気を生む施設でございます。

先ほどから説明しています消化設備がそういうことでございますが、今回枕崎市の濃縮汚泥そのものが消化に対してどの程度エネルギーを生むのか、臭気成分と濃縮汚泥成分の試験を行いまして、その上で消化設備の導入に向けての詳細設計になりますので、まずは消化装置そのものができるのかどうか、これの試験を行うことになります。

○6番（城森史明） ということは、発生するガスをエネルギーとして活用する設備を造るということですよ、造ることですかね。

○水道課長（松田誠） 今の枕崎市下水道事業として、一番の喫緊の問題としまして汚泥処理費の高騰があります。汚泥量の軽減と臭気濃度の軽減という2つの大きな問題がございます。汚泥量の軽減また臭気濃度の軽減を図るために消化設備が一番最適ということになっております。消化設備を入れることで、基本的には汚泥量は約半分になります。消化することによって脱水汚泥の臭気も軽減されると聞いています。

今、6番委員からありました質疑には、消化して得たエネルギー、これを消化タンクの保温等に使うと、消化タンク自体を保温しないと消化されませんので、この消化したエネルギーでタービンを回してエネルギー化して、エネルギーを消化タンクの保温に回すという計画でございます。その保温以上にエネルギーが生まれた場合は、それを売電するなり、その辺も検討していくことになります。

○6番（城森史明） その機械装置自体は、約3,000万するちゅうことなんですか。

○水道課長（松田誠） 処理場の最適化に向けて、当初予算で6,000万程度の予算を組んでおります。そのうち3,000万程度が、消化できるのか、その成分とか、そういうラボで試験を行います。その上で消化できなくなった場合に、あと3,000万程度かけて消化設備の詳細設計を行う予定でございました。

消化ができるかの予備研究、この部分に時間が要するというので、どうしても繰越しありきになってしまいますので、今回予算から3,000万を減額しまして次年度に送ったということで、3,000万は詳細設計の委託費ということになります。

○委員長（立石幸徳） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第61号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、議案第61号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、審査の結果については、9月25日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（立石幸徳） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思っておりますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長